

IV 目標の実現に向けた取組み

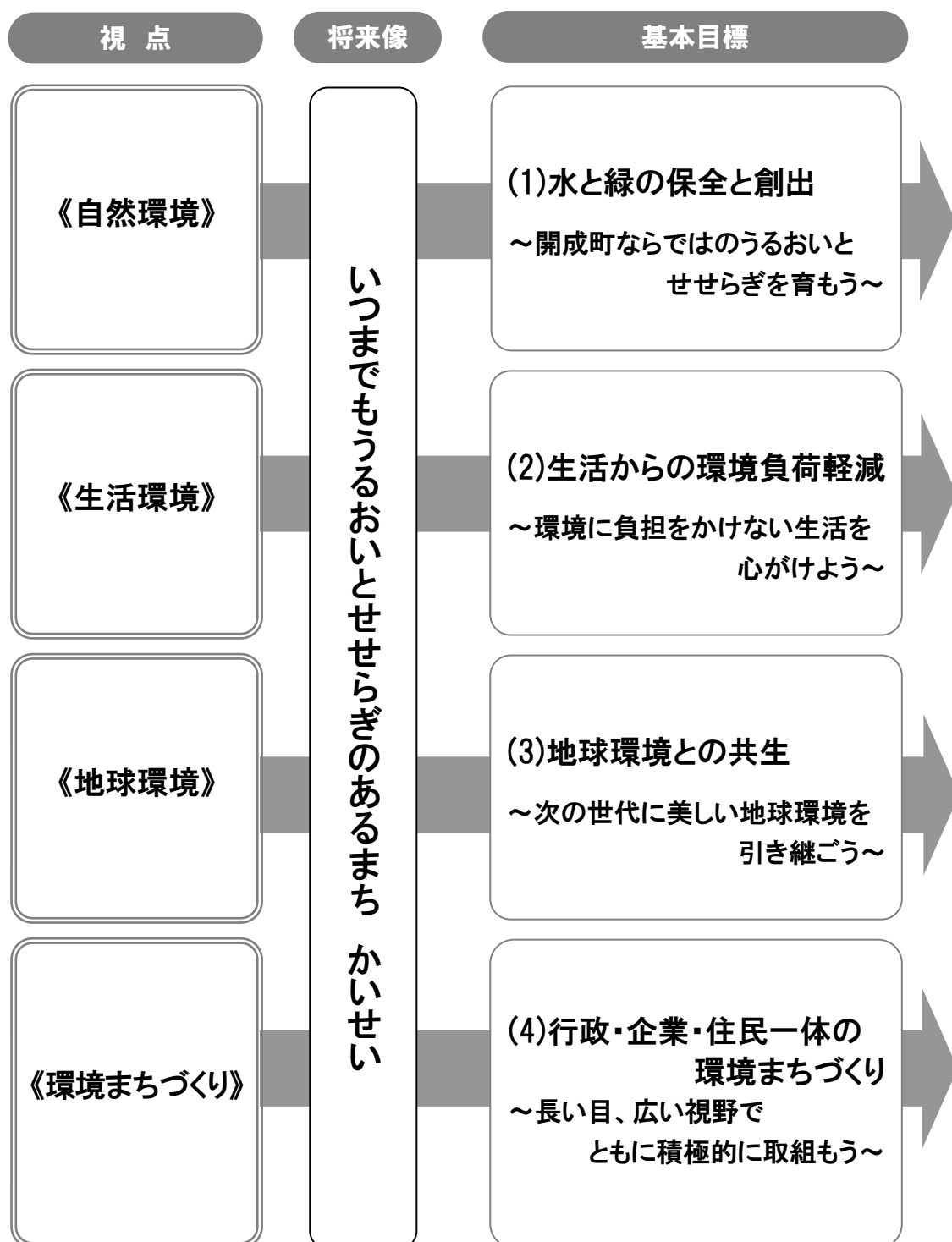
ここでは、前章に掲げた将来像や目標の実現に向け、取組みの方針や具体的な取組み内容、町民・事業者・町（行政）が一体となって優先的な取組みが必要な重点プランを示します。

1 取組みの体系

身近な生活環境からわが町特有の自然環境、さらには地球環境など、私たちを取り巻く環境問題は多種多様な広がりをもっており、これらの課題を解決するためには、多岐の分野にわたった施策が必要になります。

このため、本計画では、4つの基本目標の達成に向けて以下の体系に沿った取組みを進めていくとともに、早急に取組みを始める必要性の高いもの、このまま放っておくと町の将来に大きな影響を及ぼすものについては「重点プラン」として位置づけ、町をあげた取組みとしていきます。

図-18 取組みの体系



取組みの方針と主体別(町・町民・事業者)の取組み

重点プラン

方針1:豊かな水を守ろう

方針2:周辺環境、自然に配慮した
まちづくりを進めよう

方針3:生き物の生息環境を守り育てよう

(主体別取組み)

重点プラン①
水辺環境の保全と緑の
保全・創出

方針1:ごみの減量化とリユース、
リサイクルを進めよう

方針2:環境美化を進めよう

方針3:安全に暮らせる生活環境を守ろう

(主体別取り組み)

重点プラン②

ごみの減量化・資源化

方針1: 限りあるエネルギーを大切に使い、
地球温暖化を防止しよう

方針2: 環境負荷の少ないまちづくりを
進めよう

(主体別取組み)

重点プラン③

地球温暖化対策の 推進

方針1:環境に対する知識・情報を
身につけよう

方針2:自主的な環境保全活動を進めよう

方針3:あらゆる人・企業・団体が
参画する取組みにしよう

(主体別取組み)

重点プラン④

環境学習の推進

2 取組みの方針と主体別の取組み

4つの基本目標ごとに「取組みの方針」および方針ごとの具体的な町（行政）の取組み（施策）、さらには町民・事業者に望まれる取組み（環境配慮行動）を示します。

また、各方針に対して「達成状況を計る指標」とその「達成目標」を設定し、目標に対する進捗状況を数値的に評価できるようにしています。

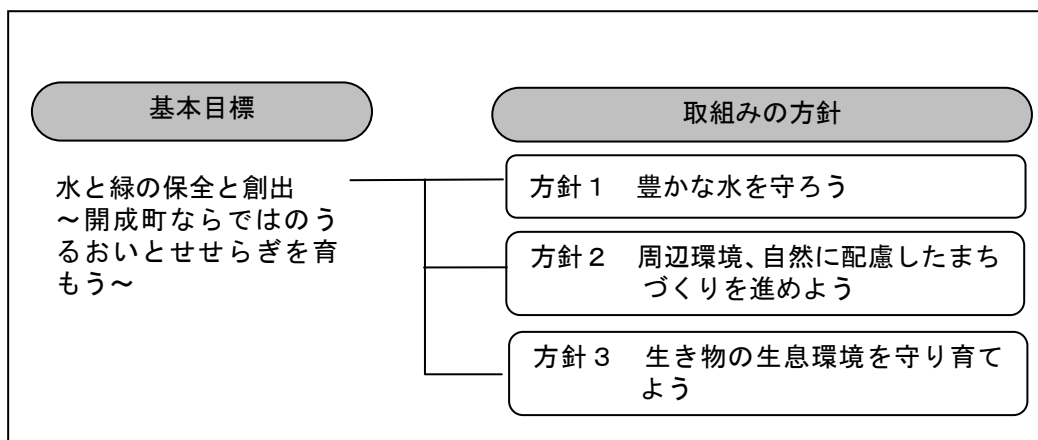
(1)水と緑の保全と創出

開成町ならではのうるおいとせせらぎを育もう

水や緑の空間は、人々に安らぎと潤いを与えてくれます。本町においても、北部地域を中心とした農地や南北に張り巡らされた河川・水路など、豊かな水と緑が町の特徴となる自然景観を生み出しています。今後、ますます都市化が進む中で、これらの貴重な水や緑を守り育てながら、自然と共生し、融合したまちづくりを進めます。

また、市街地部においても、身近な緑の保全・創造に努め、潤いある美しいまちづくりを進めます。

図－19 「水と緑の保全と創出」基本目標と取組みの方針



□方針１：豊かな水を守ろう

《基本的考え方》

本町は、酒匂川をはじめ、仙了川、要定川が町の中を流れ、農業を中心として発展してきたことから、町中に水路が張り巡らされた豊かな水のまちです。しかし、生活から排出される雑排水や工場等からの排水などにより、水質の汚染が懸念されます。合併処理浄化槽への転換や公共下水道等の基盤整備を進めるとともに、各家庭への接続率を高めることで、私たちの生活や産業活動に無くてはならないこの貴重な水を守り、ともに共生していくことで、豊かな水のまちを目指します。

《達成目標》

○単独浄化槽（事業者含む）件数、し尿処理件数を 8%減らす。

（単独浄化槽（事業所含む）件数 平成 27 年度 1,307 件 → 平成 36 年度 1,202 件
し尿処理 平成 27 年度 86 件 → 平成 36 年度 79 件）

《行政の取組み》

- ・水辺植物の植栽などによって、水路の水質浄化を図ります。
- ・雨水浸透施設の設置を促進することにより、地下水かん養を図ります。
- ・足柄上地区 1 市 5 町で組織する足柄上地区地下水保全連絡会議により、今後も定期的に地下水位の観測や水質調査を実施します。
- ・下水道処理区域外における合併処理浄化槽の整備と適切な維持管理を促進します。
- ・効率的なし尿や浄化槽汚泥の処理を行うため、足柄上衛生組合の施設の適正な運営を推進します。

《町民の取組み》

- ・家庭での節水に心がけます。
- ・洗剤や油で排水を汚さないようにします。
- ・公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換をします。

《事業者の取組み》

- ・再生水の利用など、水の循環利用を進めます。
- ・公共下水道への接続を行います。

□方針 2：周辺環境、自然に配慮したまちづくりを進めよう

《基本的考え方》

コンクリートやアスファルトで覆われたまちが日常となってきた今日、まちなかの樹木や草花、緑地などは、私たちにうるおいと安らぎを与えてくれます。

また、平坦地で森林を有していない本町にあって農地は、食料供給機能や遊水機能のほか、貴重な緑地という役割も担っています。

都市化が進み、私たちの暮らしは便利で効率の良いものになってきましたが、今後は建物の屋上や壁面・建物周り及び公園や道路の緑化など、まちなかの緑を増やし、育てるとともに、本町の貴重な緑地となっている農地の保全に努め、私たちの生活にうるおいとやすらぎを創出し、周辺環境、自然に配慮したまちづくりを進めていきます。

《達成目標》

○公園ボランティア登録数を増やす。

(平成 27 年度 6 団体(人)→ 平成 36 年度 16 団体(人))

○あじさいの里親登録数を増やす。

(平成 27 年度 34 団体→ 平成 36 年度 38 団体)

《行政の取組み》

- ・官民協働による公園や屋敷林、街路樹などの身近な緑の保全・創出に努めます
 - ①公園や街路樹などの緑の保全や創出を図るとともに、屋敷林の保全に努めます。
 - ②町民との協働により身近な緑を保全するため、公園ボランティア制度やあじさい里親制度の充実を図るとともに、街路樹の里親制度を検討します。
 - ③町民生活に潤いや安らぎを与える緑地の創出を図るため、開発指導による緑地の確保を図ります。
 - ④街路樹や植樹帯の整備による道路の緑化、自然豊かな公園整備に努めます。
 - ⑤緑の空間としての公園や緑地を維持するため、適切な維持管理を行います。
 - ⑥町の魅力を高めるため、観光資源である「あじさい」の適切な維持管理に努めます。
 - ⑦あじさいの里親制度の拡充により、町民や団体、企業などとの協働による「あじさい」の維持管理を推進します。
- ・本町の貴重な緑地である農地の保全に努めます。
 - ①農業振興策の効果を高めるため、まとまりのある一団の優良農地の保全を図ります。
 - ②環境保全型農業の推進と水田景観の保全に努めます。

《町民の取組み》

- ・地元の農産物を積極的に購入します。
- ・ふれあい農園などを利用し、農業への理解を深めます。
- ・敷地の緑化やプランター設置などに努めます。
- ・近くの公園や街路樹などの維持・管理活動に参加します。

《事業者の取組み》

- ・農作業の実習会など農業への理解者増に努めます。
- ・環境に配慮した農産物の栽培方法を積極的に導入します。
- ・地元の農産物を取り入れ、積極的に販売します。
- ・工場や店舗の緑化に努めます。

□方針3：生き物の生息環境を守り育てよう

《基本的考え方》

本町は河川や水路など水辺に恵まれていることもあり、かつては町中に多くのホタルが生息していました。その後、環境の変化によって生息地が激減したため、再びホタルの里をよみがえらせようという住民による保護活動が行われた結果、一部の地域で再び、ホタルが見られるようになってきました。豊かな水辺や緑は、様々な生き物の生息空間となっており、これらの生き物と共生できる環境づくりを進めます。

《達成目標》

○ホタル生息地を創出する。 （平成27年度 6箇所 → 平成36年度 8箇所）

《行政の取組み》

- ・自然に親しむことのできる水辺環境の保全に努めます。
- ・市街化調整区域の水路改修については、環境との調和に配慮した水路整備に努めます。
- ・ホタルが飛び交う豊かな水辺環境を維持するとともに、ホタルの餌であるカワニナの養殖などに取組む開成町ほたるの里づくり研究会の活動を支援します。
- ・北部地域において、ホタルの保護・育成を図り、環境学習や体験学習により生き物や自然に親しめるホタル公園の整備を行います。
- ・水路については、土用干し期間等において用水の通水が一時止まることから、その間、生物が生息できる環境を確保できるよう検討していきます。

《町民の取組み》

- ・ホタルや魚など町の生き物について学習し、保護活動などに参加します。
- ・公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を行い、生活雑排水の水路への流入を抑制します。
- ・浄化槽の維持管理を徹底します。

《事業者の取組み》

- ・農業者は生き物が生息できる水田づくりに努めます。
- ・生態系に配慮した開発に努めます。
- ・減農薬による生産に努めます。

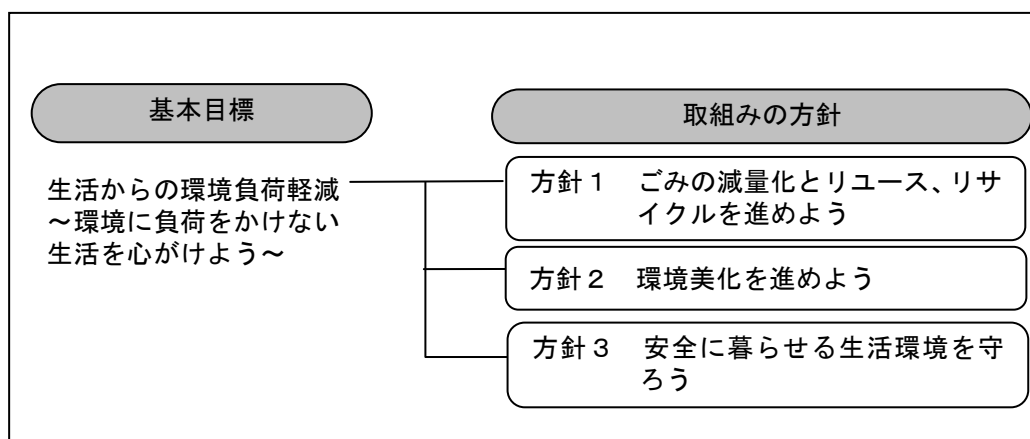
(2)生活からの環境負荷軽減

環境に負担をかけない生活を心がけよう

私たちの生活環境を脅かすものは、従来は工場等が主な原因の産業型公害が中心でしたが、今日では自動車の排ガスによる大気汚染、ごみの排出量やエネルギー消費量の増加といった、私たちの生活そのものが原因である都市・生活型公害へと変わってきています。

ここでは、まず私たちの生活を見つめ、暮らし方や事業活動など身近なところから環境への負荷を少なくする取組みを進めます。

図-20 「生活からの環境負荷軽減」基本目標と取組みの方針



コラム③

ごみ減量のための1R（リフューズ）＋3R（リデュース、リユース、リサイクル）

日常生活の中で、1R＋3Rを取り入れたライフスタイルに心がけましょう！

+ 1

Refuse(リフューズ)
不要なものはもらわない
買わない、使わない

- 買う時に、使うかどうか、よく考えましょう。
- 計画的な買い物をしましょう。
- 買い物はエコバックを持参し、ごみになるものをできるだけ、家に持ち帰らないようにしましょう。
- 使い捨ての割りばしなどは断りましょう。

2

Reuse(リユース)
再利用する

- リサイクルショップ、フリーマーケット、バザー等を活用し、ものを流通させ、再利用しましょう。
- マイボトル、マイ箸を使いましょう。
- リフォームや修理で再生し、ものを大事に使いましょう。

1

Reduce(リデュース)
ごみになるものは減らす

- 生ごみの水切りをし、ごみの量を減らしましょう。
- 食事は残り物が出ないように作りましょう。
- 詰め替え商品を買ひ、ごみを減らしましょう。
- 生ごみ処理機を使い、生ごみを有効利用し、ごみの量を減らしましょう。

3

Recycle(リサイクル)
再利用・再資源化する

- 資源ごみは必ず分別して出しましょう。
- 学校、地域等で取組む集団資源回収に積極的に参加・協力しましょう。
- 人のために、資源を循環させる意識をもちましょう。

□方針1：ごみの減量化とリユース、リサイクルを進めよう

《基本的考え方》

現在の私たちの暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄からの転換期にあり、循環型社会形成推進基本法¹⁾に基づき、この大量廃棄を見直し、できるだけごみを出さないことを心がけ、生ごみは堆肥化し、再生利用できる資源として有効に活用するという活動を進めてきました。

「ごみになるものを買わない・使わない（リフューズ）」、「ごみなるものを減らす（リデュース）」、「ものを繰り返し使う（リユース）」の取組みを推進し、ごみの発生量を抑制するとともに、「ごみを出す際は、分別を徹底し、再利用、再生利用できるものは資源として有効に活用していく（リサイクル）」取組みを拡充し、資源循環型社会を目指します。

《達成目標》

- 家庭系ごみ住民1人、1日あたりのごみの排出量を5%削減する。
(平成27年度 678g → 平成36年度 644g)
- ごみの資源化率を40%以上にする。(平成27年度 30% → 平成36年度 40%以上)

《行政の取組み》

- ・ごみの減量化と資源化を推進するため、町民のごみ問題への関心を高め、ごみの発生抑制（リフューズ、リデュース、リユース）、再使用、再利用（リサイクル）を推進します。
- ・ごみ処理焼却施設や最終処分場を町内に有していないことから、環境への負荷を低減し、持続可能な循環型社会を構築するため、ごみ大幅削減計画を策定し、ごみの減量化図るための取組みを推進します。
- ・生ごみ堆肥を公共施設で積極的に活用するとともに、農業への利活用を促進します。
- ・家庭への生ごみ処理器の設置を促進するとともに、減量効果の検証と処理物の収集を実施します。
- ・ごみの分別ルールの徹底、不用品の再利用の推進など、ごみの資源化を進めます。
- ・剪定枝の堆肥化によるごみの減量化・資源化を推進するため、開成町グリーンリサイクルセンターの利用を促進します。
- ・幼稚園・小学校・中学校における給食の生ごみを分別・収集し、堆肥化を継続します。
- ・各団体が実施する資源集団回収を奨励します。

《町民の取組み》

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・リサイクル活動に積極的に参加します。
- ・過剰包装を断り、買い物袋を持参します。
- ・ごみの出し方・分別のルールを守ります。
- ・生ごみは水分を切り、ごみの減量化、ごみの燃焼効率の向上に協力します。

《事業者の取組み》

- ・事業系ごみの排出抑制に努めます。
- ・販売での分別回収など資源の有効利用に取り組めます。
- ・ごみを適正に分別し、リユース、リサイクルなど資源化に努めます。
- ・事業系生ごみの堆肥化を推進します。

¹⁾ 循環型社会形成推進基本法：環境基本法の理念にのっとり、循環型社会の形成について基本原則を定め、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

□方針 2：環境美化を進めよう

《基本的考え方》

道路や河川・水路でのごみのポイ捨て、ごみの不法投棄による悪臭や水質汚染は、私たちの身近な環境問題です。きれいなまちづくり条例の理念に基づき、町、町民、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等及び吸殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりを進めます。

《達成目標》

○美化活動（かいせいクリーンデーなど）への参加者数を 5%アップする。
（平成 27 年度 9,331 人 → 平成 36 年度 9,800 人）

《行政の取組み》

- ・協働による環境美化活動の推進
 - ①町民や事業者の環境美化についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境美化に関する活動を行う意欲を高めるため、「かいせいクリーンデー」を実施します。
 - ②環境教育の一環として、小中学生による環境美化活動を推進します。
 - ③地域住民との協働により道路、河川、公園の草刈などを行うなど、美しい公共空間の維持に努めます。
 - ④開成町きれいなまちをつくる条例に基づき、町民や事業者、行政が一体となって、清潔で美しいまちづくりの実現を図ります。
 - ⑤広報紙やホームページを活用し、かいせいクリーンデーの参加促進を図ります。
 - ⑥環境美化推進協議会の協力により、不法投棄防止のための啓発やパトロールを強化します。
 - ⑦自治会や地域住民等の地域美化活動に対する支援の充実を図ります。
- ・環境美化意識の向上
 - ①開成町きれいなまちをつくる条例のPR活動を通じて、環境美化への理解と行動を促進します。
 - ②ごみのポイ捨てや落書きなどを防止するため、環境美化意識の向上を図ります。
 - ③犬や猫などのペットの飼い主のマナー向上を図ります。

《町民の取組み》

- ・道路や水路へのごみのポイ捨てをなくします。
- ・「かいせいクリーンデー」などの美化活動に積極的に参加し、環境美化への認識を高めます。
- ・犬・猫などのペットが他人に危害を与えたり、迷惑をかけないように適正に管理します。
- ・定期的に草刈を行うなど、自己管理地を美しく維持します。

《事業者の取組み》

- ・地域の美化活動に積極的に参加します。
- ・不法投棄されないよう、自己所有地の管理を行います。
- ・事業所内の美化を推進します。

□方針3：安全に暮らせる生活環境を守ろう

《基本的考え方》

自動車・工場等の騒音、排煙などの問題に加え、近年は放射能汚染の問題など、知らず知らずのうちにわたしたちの人体に悪影響を及ぼす問題が多く取り上げられるようになりました。

これらは暮らしの中の身近な問題であるとともに、次世代にも大きな影響を与えます。このため、正しい知識の普及や対応を進めます。

《達成目標》

○騒音等による苦情件数を増加させない。（平成27年度 2件 → 平成36年度 2件）

《行政の取組み》

- ・自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るため、電気自動車（EV）などの環境性能に優れた低公害車の導入を促進するとともに、エコドライブを推進します。
- ・産業活動による公害の発生を防止するため、神奈川県と連携し、町内の工場や事業所への指導を行います。
- ・神奈川県と連携し、建築物の解体に伴うアスベストの飛散防止を推進とともに、アスベストに関する正確な情報の提供に努めます。
- ・放射能汚染が危惧されるときは、迅速に測定、公表します。
- ・屋外燃焼行為禁止の正しい情報提供を行うとともに、剪定枝、草については開成町グリーンリサイクルセンターの利用を促します。
- ・工場・事業所などから公害の発生を未然に防ぐため、県・町環境保全推進連絡会¹⁾と協力して自主管理体制の充実を促します。

《町民の取組み》

- ・有害物質を発生する合成繊維・樹脂・ゴム・ビニール等を燃やさないようにします。
- ・家庭生活や車両等から出る騒音に配慮します。
- ・屋外燃焼行為をしないようにします。（例外規定内の行為は除く）

《事業者の取組み》

- ・事業所内から発生する騒音に配慮します。
- ・公害防止のため、自主管理体制を徹底します。
- ・農業者は屋外燃焼行為を行う場合、近隣に配慮します。

* 県条例により屋外燃焼行為は禁止されていますが、一部、次のような例外行為があります。

- ・農業従事者が自己の農作業に伴い行う燃焼行為
- ・たき火など、日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの
- ・屋外レジャーにおいて通常行われる焼却で軽微なもの
- ・地域的慣習による催しや宗教上の儀式行為に必要な焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却

¹⁾町環境保全推進連絡会：町に所在する事業所の環境保全担当者の知識高揚と快適な生活環境保全のため、環境に関する研究や資料収集、各種活動を行う組織。

(3)地球環境との共生

次の世代に美しい地球環境を引き継ごう

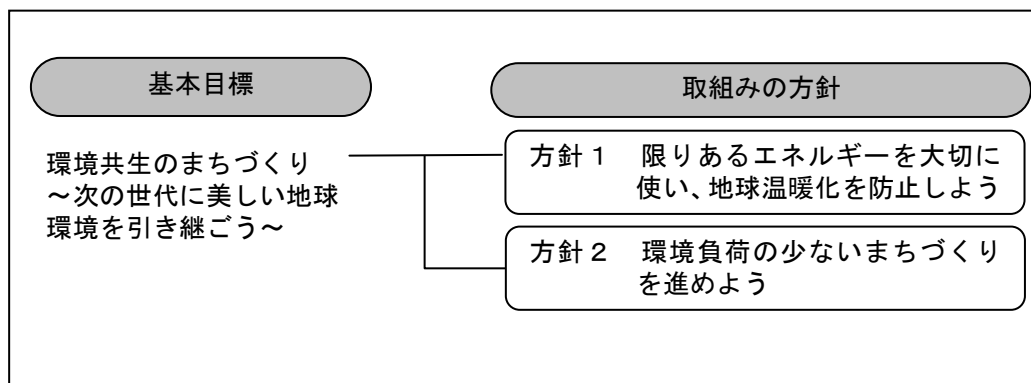
自動車利用の増加や家庭での電気使用量の増加など、私たちの生活が便利になる一方で、知らず知らずのうちに地球環境に過大な負荷を与えています。

地球規模の環境問題のひとつである地球温暖化については、平成 28 年 11 月 4 日に、2020 年以降の地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が発効され、世界的な地球温暖化防止への取組みが動き出しています。

また、東日本大震災による電力不足は、我が国のエネルギー安定供給の脆弱性を露見させ、今後は、再生可能エネルギーの導入拡大などが、エネルギー政策の課題のひとつともなっています。

ここでは、このような背景を踏まえ、私たち一人一人が日々の生活や事業活動を見直し、省エネルギーに努めるなど環境に配慮した行動を実践していくことで、地球環境への負荷軽減に貢献していきます。

図ー21 「地球環境との共生」基本目標と取組みの方針



□方針１：限りあるエネルギーを大切に使い、地球温暖化を防止しよう

《基本的考え方》

私たちの暮らしのなかでは、電気・ガス、ガソリンといったエネルギーが多く使われていますが、これらのエネルギーには限りがあるとともに、地球温暖化を引き起こす原因となります。このようなエネルギーをつくる、あるいは燃焼する際に発生する二酸化炭素等の温室効果ガスを削減することが必要です。

このため、生活のあらゆる場所で省エネルギーに努めるとともに、太陽光など再生可能エネルギーの利用を促進していきます。

また、近年の地球温暖化対策の動向を踏まえ、温室効果ガス排出量の抑制（緩和策）を推進するのとあわせ、地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に適応できる社会の形成（適応策）に努めます。

《達成目標》

- 「COOL CHOICE」やその他の地球温暖化防止活動を推進する事業者数を増やす。
(平成27年度 10事業所 → 平成36年度 19事業所)
- ゼロエネルギーハウス（Z E H）に対する補助を毎年3件以上行う。(延べ件数)
(平成27年度 0件 → 平成36年度 27件)

《行政の取組み》

・温室効果ガス排出量の抑制

- ①地球温暖化防止実行計画を見直し、公共施設における省エネルギーに取り組めます。
- ②温室効果ガスの排出量を削減するため、環境性能に優れた電気自動車（E V）の普及を促進するとともに、公用車へのE Vの導入を検討します。
- ③家庭や事業所における省エネルギーを推進するため、家庭や事業所で実践できる省エネルギーの事例紹介を行います。
- ④町民一人ひとりが家庭における温室効果ガスの排出を抑制するための取組みについて考え、ライフスタイルを見直すきっかけとするため、省エネ家計簿の普及やマイバック運動の推進に努めます。
- ⑤環境に優しい行動を登録・公表し、実践する「マイエコ 10 宣言¹⁾制度」の普及を通じて、町民・企業・行政などのすべての主体の自主的な環境配慮活動を促進します。
- ⑥公共施設における節電対策を積極的に進めるとともに、町民や企業に対してホームページや広報誌などを活用し、節電の必要性や節電のメニューの周知を図ります。

・新エネルギーの利活用の推進

- ①ゼロエネルギーハウス（Z E H）の設置費補助を実施し、ゼロエネルギーハウス（Z E H）の設置を促進します。
- ②開成町あじさい公園に設置した小水力発電の環境教育での利活用を促進します。
- ③公共施設の整備にあたっては、太陽光発電などの新エネルギーの導入に努めます。
- ④新エネルギーの一般利用を目的とした研究を進め、企業や町民に対して省エネルギー意識や創エネルギー意識の普及・啓発に努めます。

¹⁾マイエコ 10 宣言：「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 トライ」の 10 個の行動宣言の項目から、取り組みそうなことを宣言するもの。

-
- ・気候変動に適応できるまちづくりの推進

地域防災計画に基づき、気候変動によって、増える傾向のある台風やゲリラ豪雨などの水害には、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みを推進します。

《町民の取組み》

- ・不要な照明をこまめに消したり、LEDなど省エネ型電球への交換、適正な冷暖房温度の設定など、できるところから実践行動します。(巻末の「省エネ家計簿」参照)
- ・自動車の利用を極力控え、公共交通や自転車等の利用、または徒歩などに転換します。
- ・「マイエコ10宣言」します。
- ・自治会は、家庭での節電や自転車利用促進などのPR活動に積極的に取組みます。
- ・車を買替える際などには、低公害車の導入に努めます。
- ・家を建て替える際などには、ゼロネットエネルギーハウスなどの省エネ・創エネ住宅の導入、クリーンエネルギーの導入を検討します。

《事業者の取組み》

- ・省エネ製品などの普及を図ります。
- ・低公害車の導入、車両の効率的利用を図ります。
- ・アイドリングストップなどエコドライブに心がけます。
- ・「COOL CHOICE」、「マイエコ10宣言」などのCO2削減活動に取組みます。
- ・クリーンエネルギーの導入を検討するなど、地球温暖化防止に協力します。

□方針 2：環境負荷の少ないまちづくりを進めよう

《基本的考え方》

まちづくりには、道路や水路、建物などを計画的に配置し、そこで暮らす私たちの生活をより豊かで安全なものにする役割があります。歩行者や自転車を優先する道づくりや排ガスの発生源となる渋滞をなくす交通誘導策、クリーンエネルギーの導入など、まちづくりにおける環境負荷の軽減を進めます。

《達成目標》

○自転車の安全な乗り方教室の参加者数を 5%増やす。

(平成 27 年度 187 人 → 平成 36 年度 196 人)

《行政の取組み》

- ・自転車利用の促進
 - ①自転車を利用しやすい環境づくりを進めるため、子どもの自転車の安全な乗り方教室を開催します。
 - ②自転車の安全利用を促進するため、小学生を対象とした自転車運転免許制度を実施します。
 - ③自転車・歩行者キャンペーンを通じて、近距離の移動における自転車利用を促進します。
 - ④商業の活性化を図るため、足柄上商工会と連携したレンタサイクルの取組みを推進します。
 - ⑤自転車の安全利用を促すため、利用ルールの徹底やマナーの向上を図ります。
 - ⑥「自転車の駅」の PR の促進及び有効活用を検討します。
- ・自転車利用環境の整備
 - ①開成駅周辺の自転車利用者の増加に対応するため、駐輪場の確保に努めます。
 - ②自転車利用を促進するため、自転車走行空間のネットワーク化を検討します。
 - ③自転車の乗り方を習得するための練習所や自転車での走行を楽しむことができる場所の確保に努めます。
- ・公共工事等における環境に配慮した計画・工法・資材等の導入に努めます。

《町民の取組み》

- ・身近な移動には、環境にやさしい乗り物である自転車の利用に努めます。

《事業者の取組み》

- ・通勤での自動車利用を控えるとともに、身近な移動は、環境にやさしい乗り物である自転車の利用に努めます。

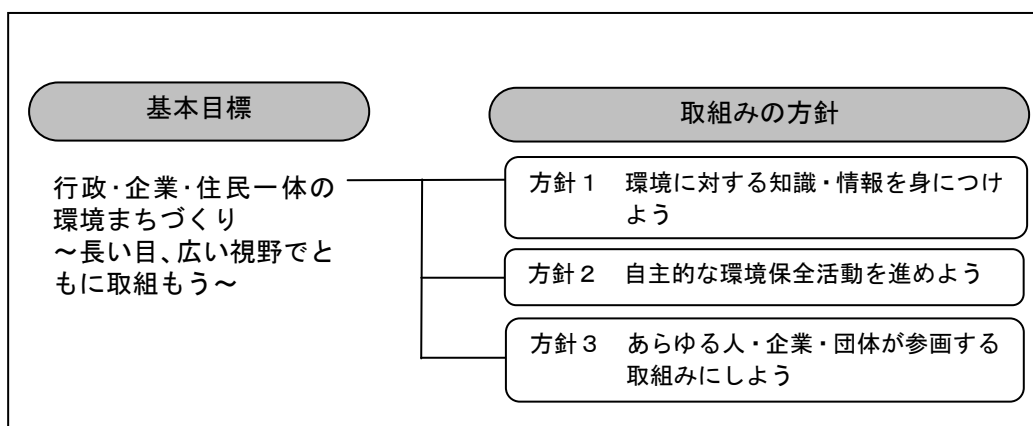
(4)行政・企業・住民一体の環境まちづくり

長い目、広い視野でともに積極的に取組もう

私たちの暮らしを取り巻く様々な環境問題を解決するためには、一人一人が問題意識を持ち、できることから行動を起こしていくことが大切ですが、一人一人の小さな努力が大きな動きや変化につながるまでには時間がかかります。そこで、小さいころから自然や環境問題に興味を持てるよう学習できる機会を増やし、次世代へと取組みを受け継ぐ必要があります。

私たちの生活に身近な問題から、地域を越えた環境問題や地球規模の環境問題を解決するため、町内にとどまらず、様々な立場の人々が協力・連携した取組みの輪を広げます。

図-22 「行政・企業・住民一体の環境まちづくり」基本目標と取組みの方針



□方針１：環境に対する知識・情報を身に付けよう

《基本的考え方》

持続可能な社会を実現するためには、町民一人一人が現状を見つめ、身近な問題として、何をすべきか考えることが最初の一步となります。そのため、学校や職場、家庭などあらゆる場所で環境について知る機会を増やすとともに、正しい知識や情報を身に付け、これからの行動に活かしていくことが重要です。

《達成目標》

- 環境学習会等（セミナー、環境フェア、環境講演会等）の開催回数を増やす。
（平成 27 年度 1 回 → 平成 36 年度 5 回）
- 環境美化推進協議会委員の研修・交流回数を増やす
（平成 27 年度 2 回 → 平成 36 年度 3 回）

《行政の取組み》

- ・子どもを対象にした環境教育の充実を図るとともに、幼児から大人まで、各世代の学習ニーズに応じた環境学習の企画・実施に努めます。
- ・環境美化意識の向上を図るため、町民を対象とした環境に関する学習会、環境講演会、見学会や自然体験会などを開催します。
- ・町民や自治会、民間の環境団体などを対象とした環境学習の場の提供や学習のための支援を行います。

《町民の取組み》

- ・自然体験などの環境学習会に参加します。
- ・環境に関する情報を積極的に活用します。
- ・自治会や民間の環境団体は、町民が取り組む環境情報の伝達に努めます。

《事業者の取組み》

- ・環境に関する情報を積極的に活用します。
- ・従業員に環境教育を進めます。
- ・町民を対象とした工場見学会や講習会等の開催に努めます。

□方針 2：自主的な環境保全活動を進めよう

《基本的考え方》

環境問題は、一個人だけの力ではどうにもならないほど大きく複雑な問題です。しかし、解決に向けての手掛かりは、私たちの身近な暮らしの中にたくさん見いだすことができます。

省エネ家計簿を使い、家庭生活における CO₂ 排出量をチェックしたり、環境調査への参加で環境に何が大きく影響しているかを自ら把握することで、自主的な環境保全活動の一層の促進を図ります。

《達成目標》

- | |
|---|
| ○「町民の自主保全活動 ¹⁾ 」への行政働きかけ件数を増やす。
(平成27年度 1件/月 → 平成36年度 5件/月) |
| ○町民環境調査（水質、廃棄物）や環境実践チャレンジ等の参加人数を増やす。
(平成27年度 0人 → 平成36年度 144人) |

《行政の取組み》

- ・省エネ家計簿の利用促進を図るため、ゼロエネルギーハウス（ZEH）の設置の補助申請者に利用を勧めたり、自治会を通じたPRなどを行います。
- ・地域の環境活動に関する情報を提供し、環境保全活動を推進します。
- ・町民環境調査を継続的に実施します。

《町民の取組み》

- ・省エネ家計簿を使い、生活をチェックします。
- ・環境を考える団体などの情報に目を向けます。
- ・町民による環境保全活動などに参加します。
- ・環境にやさしい製品を積極的に購入します。
- ・自治会へ加入し、自治会活動を通し、環境活動へ参加します。

《事業者の取組み》

- ・環境マネジメントシステムにより、継続的な環境保全に努めます。
- ・環境にやさしい製品づくりに努めます。
- ・「マイバック持参制度」を推進します。

¹⁾ 自主保全活動：マイバッグ、エコドライブ、サイクルモニター、歩行モニターキャンペーンへの参加など。

□方針3：あらゆる人・企業・団体が参画する取組みにしよう

《基本的考え方》

環境問題は地球全体に影響するほど大きく、また、人だけでなく地球上のあらゆる生物に関係する複雑な問題です。特に東日本大震災により発生した福島第一原発事故は深刻な電力不足や放射能汚染を引き起こし、長期且つ広範囲の地域で、私たちの生活や経済活動に大きな影響を与えました。

一方、私たちは「節電へのチャレンジ」や「地域の農業・漁業による食物資源を守ること」、更には「協働で解決する」ことの重要性に気づきました。自ずと環境問題に対する関心、行動の必要性についての意識が高まりました。この貴重な経験から、町民・事業者・町（行政）がそれぞれの立場からの役割を果たし、協力して環境問題に取り組むしくみをつくります。

《達成目標》

○環境フェア、町民環境調査、省エネ家計簿など、町が開催する事業への参加者数を増やす。
(平成27年度 360人 → 平成36年度 500人)

《行政の取組み》

- ・環境シンポジウムなど町民の参加する環境学習・行動の機会を創出します。
- ・町民との協働によるまちづくりを図るため、町民とのコミュニケーションの充実を図り町民ニーズの施策への反映を図るとともに、企業やNPOなど民間団体の活動と連携・協力を進めます。また、行政との協働事業への町民参加を積極的に進めます。
- ・幅広い世代の町民が参加できるイベント等を企画し、環境に関心を持つ住民の裾野を広げます。
- ・自治会・環境美化推進協議会委員・企業・行政などが相互に交流できる機会の創出に努めます。
- ・環境政策への町民参加を促進するため、環境審議会委員への一般公募を推進します。

《町民の取組み》

- ・環境学習会に積極的に参加します。
- ・「あじさいの里親」¹⁾に登録します。
- ・環境活動を行うボランティア団体等の活動に参加します。

《事業者の取組み》

- ・環境学習会に積極的に参加します。
- ・従業員の環境活動への参加を推奨します。(環境奉仕の休暇制度など)
- ・「あじさい基金」²⁾に賛同、参加します。
- ・「あじさいの里親」に登録します。

¹⁾ あじさいの里親：「あじさいの里」の花の管理や清掃活動を行ってもらう住民ボランティア。

²⁾ あじさい基金：町民の共有財産である「あじさいの里」の緑あふれる田園風景を次世代に引き継ぐために実施する事業に要する経費の財源に充てるために設置された基金。

3 みんなで優先的に取組む重点プラン

重点プランは、早急に取り組む必要があると、このまま放っておくと町の将来に大きな影響を及ぼす課題に対する取り組みに対して、町民・事業者・町（行政）の協働により優先的に取り組む事項を「重点プラン」として設定します。

平成 23 年度に見直した開成町環境基本計画では、4 つの重点プランを設定し、取り組みを行ってきました。重点プランごとに関連指標を設定し、その進捗状況を数値的に評価してきたところですが、計画通りに進展が見られた指標がある一方、十分に成果が現れていないものや実情にあっていないものも見られます。

そこで、計画の見直しにあたっては、これまである一定の成果が見られるものについては、さらに一歩前進した取り組みを行う一方、成果が現れていないものについては、その原因について振り返り、制度や仕組みの再検討を行い、本町の現状にあった取り組みとしていくことが必要です。

開成町環境基本計画 2017～2024

重点プラン

1

水辺環境の保全と緑の保全・創出

(生き物にやさしい環境づくり)

本町の特徴の一つである水路は町内を網の目のように走り、人々に潤いをもたらす役割を果たします。これらの水路の生活排水流入による汚染を防止するとともに、ホタルやニホンメダカなどの水生生物にとって居心地の良い水辺の環境を保全・創出することで、私たちにとても憩い安らげる空間を生み出し、後世へと残し、伝えていきます。

また、北部の農地は、本町の貴重な緑であることから、保全に努めるとともに、市街地部については、公園、街路樹、屋敷林などの身近な緑の保全・創出を推進していきます。

～みんなで目指す平成 36 年度の姿～

□夏の夜、水辺にはたくさんのホタルが飛び交っています。

□水田には、これまで見られなかった小魚や昆虫が見られるようになりました。

□道路には、あじさいなどの緑が植栽され、開成町らしい美しい景観となりました。

関連指標

公共下水道人口・合併処理浄化槽人口比率 95%

ホタル生息地箇所数 8 箇所

プロジェクト1 河川・水路の適切な維持管理の推進

○町は、水辺環境の保全を町民・事業者と協働で実施します。

☆「開成クリーンデー」などの環境美化活動に参加します。

☆河川・水路への不法投棄ゼロを目指し、町民・事業者・町の協働によりごみ拾いを行うなど、不法投棄防止に向けた啓発事業を行います。

プロジェクト2 生き物の棲める水路づくり

○町は、河川・水路の改修にあたって、生態系に配慮した整備に取組めます。

☆町民はホタルの乱獲防止の巡回指導など、ホタル生息地の保全・拡大に向けた取り組みを継続的に実施します。

プロジェクト3 休耕田の活用や生き物が棲める水田づくり

○町は、農地荒廃防止のため、農地の利用権設定や農作業の受委託の拡充を図ります。

○沿道緑化、自然豊かな公園整備に努めます。

☆農家は、環境保全型農業に取り組むよう努めます。

☆町民や事業者は所有地の緑化に努めます。

☆町民は、近くの公園や街路樹などの維持管理活動に参加します。

重点プランの考え方を記しています。

目指すまちのイメージとそれを達成するための関連指標を記しています。

この指標は「2 取り組みの方針と主体別の取り組み」に示した達成目標と連動しています。

○印は主に町が主体となって行う取り組み、☆印は主に町民や事業者が主体となって行う取り組みを記しています。

48

重点プラン

1

水辺環境の保全と緑の保全・創出

(生き物にやさしい環境づくり)

本町の特徴の一つである水路は町内を網の目のように走り、人々に潤いをもたらす役割を果たします。これらの水路の生活排水流入による汚染を防止するとともに、ホタルやニホンメダカなどの水生生物にとって居心地の良い水辺の環境を保全・創出することで、私たちにとっても憩い安らげる空間を生み出し、後世へと残し、伝えていきます。

また、北部の農地は、本町の貴重な緑であることから、保全に努めるとともに、市街地部については、公園、街路樹、屋敷林などの身近な緑の保全・創出に努めていきます。

～みんなで目指す平成 36 年度の姿～

- 夏の夜、水辺にはたくさんのホタルが飛び交っています。
- 水田には、これまで見られなかった小魚や昆虫が見られるようになりました。
- 道路には、あじさいなどの緑が植栽され、開成町らしい美しい景観となりました。

関連指標

単独浄化槽（事業所含む）件数	1,202 件
し尿処理件数	79 件
ホタル生息地箇所数	8 箇所

プロジェクト 1 河川・水路の適切な維持管理の推進

- 町は、水辺環境の保全を町民・事業者と協働で実施します。
- ☆「開成クリーンデー」などの環境美化活動に参加します。
- ☆河川・水路への不法投棄ゼロを目指し、町民・事業者・町の協働によりごみ拾いを行うなど、不法投棄防止に向けた啓発事業を行います。

プロジェクト 2 生き物の棲める水路づくり

- 町は、河川・水路の改修にあたって、生態系に配慮した整備に努めていきます。
- ☆町民はホタルの乱獲防止の巡回指導など、ホタル生息地の保全・拡大に向けた取組みを継続的に実施します。

プロジェクト 3 休耕田の活用や生き物が棲める水田づくり

- 町は、農地荒廃防止のため、農地の利用権設定や農作業の受委託の拡充を図ります。
- 沿道緑化、自然豊かな公園整備に努めます。
- ☆農家は、環境保全型農業に取り組むよう努めます。
- ☆町民や事業者は所有地の緑化に努めます。
- ☆町民は、近くの公園や街路樹などの維持管理活動に参加します。

(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの推進)

平成 16 年 10 月から町では P F I 事業により「開成町グリーンリサイクルセンター」を本格稼動し、幼稚園・小中学校から排出される給食生ごみと剪定枝の堆肥化を行っています。

また、平成 24 年度から家庭への生ごみ処理器設置推進制度を実施しているほか、水きり三角コーナーの配布などを実施し、生ごみ減量化を推進しています。

このような取組みを継続し、燃えるごみの多くの重量を占める家庭・事業所などから排出される生ごみの減量化を図るとともに、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの取組みをより一層、市民・事業者浸透させ、資源循環型社会をめざします。

～みんなで目指す平成 36 年度の姿～

- ☐ 家庭や事業所でのごみの減量化・資源化が推進されています。
- ☐ 農家・菜園等で生ごみ堆肥を利用し農産物の生産をしています。

関連指標

家庭系ごみの住民 1 人、1 日あたり排出量	644 g
ごみの資源化率	40%以上

プロジェクト 1 町全体でごみの分別収集と資源化の推進

○町は、ごみの減量化・資源化に向け、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの取組みを推進するため、町民や事業者への啓発を実施します。

☆町民は、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの取組みに協力します。

☆町民は、生ごみ処理器を活用したごみ減量化に努めます。

プロジェクト 2 生ごみ堆肥の活用

○町は、公共施設などに生ごみ堆肥を積極的に活用するとともに、農家や家庭菜園などへの活用を促します。

☆町民は、農場や家庭菜園等で生ごみ堆肥を積極的に活用し特産品などを生産します。

重点プラン

3

地球温暖化対策の推進

(地球にやさしい暮らしの実現)

私たちがより便利で快適な生活を求めてきたことにより、地球規模の温暖化問題が顕在化してきました。平成 28 年 11 月 4 日には、2020 年以降の地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が発効され、世界的な地球温暖化防止への取組みが動き出しています。

この問題を解消していくためには、私たち一人一人が生活や経済活動を見直し、行動していくことが重要です。本町においても東日本大震災での教訓を踏まえ、節電・省エネなどに取り組んできたところです。今後は、こうした取組みを継続するとともに、より充実した地球温暖化防止につながる施策を推進していきます。

～みんなで目指す平成 36 年度の姿～

- 協働による自転車のまちづくりを推進しています。
- 地球温暖化防止に積極的に取り組む町民・事業者が増えています。
- 太陽光発電システムを導入する住宅軒数が増えています。
- ゼロエネルギーハウス（ZEH）を導入する住宅件数が増えています。
- 全ての行政施設で CO2 排出量が削減されています。
- 再生可能エネルギーを導入した公共施設が増えています。

関連指標

ゼロエネルギーハウス（ZEH）設置補助件数（累計）	27 件
地球温暖化防止活動推進事業所数	19 事業所
自転車の安全な乗り方教室の参加者数	196 人

プロジェクト 1 「自転車のまちづくり」の推進

- 足柄上商工会と連携したレンタサイクルの取組みを推進します。
- 自転車を利用しやすい環境づくりを進めるため、子どもの自転車の安全な乗り方教室を開催します。
- 自転車・歩行キャンペーンを通じ、近距離の自転車利用を呼びかけます。
- 自転車のまちづくりの取組みを町内外に発信します。
- 開成駅周辺の自転車利用者の増加に対応するため、駐輪場の確保に努めます。
- ☆町民や事業者は、身近な移動などに自転車を積極的に利用します。

プロジェクト 2 家庭・事業所での地球温暖化防止運動の推進

- 町は情報提供や県地球温暖化防止推進員¹⁾との連携協働を通じて、町民・事業者の取組み強化を推進します。
- ☆町民は、省エネ家計簿を活用したり、自動車利用の削減や自宅の緑化に努めるなど、自らできる地球温暖化防止活動を実施します。
- ☆町民・事業者は、「COOL CHOICE」、「マイエコ 10 宣言」に参加することで、温暖化防止に貢献します。
- ☆町民・事業者は、家庭や事業所での新エネルギー（太陽光発電など）の導入を検討します。

プロジェクト 3 地球温暖化防止実行計画の推進

- 町は、行政施設の地球温暖化防止実行計画（平成 24 年 3 月）を見直し、新たな目標を設定するとともに、目標の達成に向けて各施策を実施します。

¹⁾ 神奈川県知事から委嘱された地域における地球温暖化対策の普及を図る推進員

(みんなが学び、行動できるしくみづくり)

環境問題に対する関心をさらに高め、実践行動者を増やすためには、「何から始めるのか」とか「関心のある問題についてもっと知りたい」などの学習のニーズを適確に把握する必要があります。

自らの生活が環境にどのような影響を与え、又は与えられているかに気付くきっかけを提供し、更には「自ら問題を見つけ、行動する」ためのレベルアップ学習を推進していきます。

～みんなで目指す平成 36 年度の姿～

- 環境学習会、環境フェア、環境講演会等の学習参加者が増えています。
- 省エネ家計簿、町民環境調査、マイバッグ、エコドライブ、近距離自転車利用、アジェンダ登録等のエコ実践行動者が増えています。
- 町民が取組んだ結果を掲載したり、発表したりする場、頻度が増えています。
- 町民が主体的、継続的に学習、調査の企画・実行できる仕組み、サポート体制ができています。
- 環境調査や環境学習会の企画・実行が町から町民主体に移っています。

関連指標

環境学習会等の開催回数	5 回
環境学習会等の参加者数	500 人
環境美化推進協議会委員の研修・交流回数	3 回/年

プロジェクト 1 世代別関心テーマの学習実践

○世代別学習¹⁾ニーズの把握と学習方法の企画・実施に努めます。

プロジェクト 2 自治会、環境美化推進協議会委員などの交流

○自治会・環境美化推進協議会委員・地球温暖化防止活動推進員などが相互に交流できる機会・場所（コミュニティ）を創出します。

☆自治会、環境美化推進協議会委員などは、交流会などに積極的に参加し情報交換などを行います。

プロジェクト 3 環境調査・環境学習会の実施

○町民環境調査を町民などとの協働により、継続的に実施します。

○ごみ分別・リサイクル、エネルギー・省エネ、生活排水処理などの様々なテーマで環境学習会を町民などとの協働により継続的に実施し、環境に関する知識や意識の向上を図ります。

○環境美化推進協議会委員などへの研修会を定期的 to 実施していきます。

¹⁾世代別学習：これから家を建てる人には「太陽光発電」、家をリフォームする人には「省エネリフォーム」など、それぞれの世代のニーズにあった情報提供など。